

(1) 無貨運送重量

旅客1人につき1等は100斤、2等は60斤、3等は30斤(小児旅客の場合は半量)とする。

(2) 超過重量については、通常小荷物運賃を適用する。

明治34・4以降において無貨運送重量は若干の改正があったが、超過重量について通常小荷物運賃を適用することは、付随小荷物制度の廃止された昭和17・3まで存続した。

6 大正10・1手荷物の無貨運送重量が改正され、旅客1人につき1等は100斤、2等は70斤、3等は50斤(小児旅客の場合は半量)となった。

7 昭和5・5メートル法の実施に伴ない、手荷物の無貨運送重量をkg単位に換算し、旅客1人につき1等60kg、2等は40kg、3等は30kg(小児旅客の場合は半量)とした。

8 昭和17・4から実施された荷物運送一元化に伴い、手荷物制度も改正され、手荷物は乗車券の等級、大人、小児に関係なく旅客1人について1個(長さ2m、容積0.5³m、重量30kg以内)を無貨とし、2個以上のものに対しては、超過個数1個についてつぎの運賃を収受することとされた。また付随小荷物制度が廃止され従来付随小荷物として取扱っていた自用自転車、行商品、犬等は、

200km まで	50 銭
500km まで	1 円
501 km 以上のものは 500 km までを増すごとに	50 銭

これを有貨手荷物として、同じく右の運賃(犬は3個分)を収受することに改正された。

なお昭和19・7からは、当時の陸運統制令にもとづく旅客および荷物運送戦時特例によって手荷物の取扱は停止され、衣類および寝具等は身回り品として小荷物で取扱う措置がとられた。

9 昭和21・3に旅客および荷物運送戦時特例が廃止され、昭和21・4から手荷物の取扱が復活した。その際鉄道運輸規程の改正によって手荷物の無貨運送に関する条項が削除されたので、当時の輸送事情から旅客1人について1個(長さ2m容積0.5³m、重量30kg以内)だけ託送を認め、1個3円の手荷物運賃とし、手荷物の無貨運送制を完全に廃止した。

10 第2次大戦後の異常なインフレの進展に伴って諸物価および賃金が高騰したため、手荷物運賃もつぎのように数次にわたって改正された。

- (1) 昭和22・3改正 1個について 6円
- (2) 昭和22・7改正 同 20円
- (3) 昭和23・7改正 同 70円
- (4) 昭和24・5改正 同 100円

11 昭和25・6に至り多少輸送事情も緩和されたので、旅客1人につき3個まで受託することとし、1個について100円、2個目、3個目については通常小荷物運賃相当額を収受した。

12 昭和28・1に実施された小荷物運賃改正と同時に手荷物運賃も改正され、従来個数建運賃が重量建運賃となり、1口の総重量が旅客1人につき、30kgの割合で計算した重量を超過しないときは、運送距離の遠近にかかわらず、旅客1人ごとに同一自動車線の駅に発着するものは30円、その他のものは100円に、また30kgの割合をこえるときは、その超過する重量に対する通常小荷物運賃に相当する額と前掲の定額運賃(旅客1人につき30円または100円)とを合算したものによることになった。

13 昭和32・4改正では、制度はそのまま運賃額が改められた。これが現行の*手荷物運賃である。(金田政吉)

てにもつき 手荷物切符 手荷物を受託した場合に鉄道が発行する帳表であって、運送契約の内容を証明する証換証券

であると同時に、運賃料金の収入証券である。 第1種手荷物切符

手荷物は旅客運送の存在を前提とするものであるから、旅客が手荷物を託送するときは鉄道に乗車券の提示を要するものとし、鉄道はこれに手荷物託送の証印を押すかまたは穴をあける

表

第1種手荷物切符

結出 線

2345 (着駅-着券)

重量 キログラム

結出 駅

第1種手荷物切符

2345 甲(旅客)

結出 駅

重量………運賃 円

結出 駅

裏

第1種手荷物切符

月 日 () 受 託

月 日 第 列車到着

月 日 荷受人に

引渡し

記 事

乗車券種別番号

発行駅 着駅

注 意

1 手荷物は、この切符と引換にお渡しいたします。

2 到着の日とも2日以内にお引取りのないときは、その後の日数に対し、所定の保管料を申し受けます。

月 日 () 受 託

月 日 第 列車到着

月 日 荷受人に

引渡し

第2種手荷物切符

日本国 有 鉄 道 (駅 控)

第2種手荷物切符 546

昭和……年……月……日 ()

結出 線

着駅 線

荷受人 氏名

人員	個数	重量	運賃	配送料	料 円

乗車券種別番号 号・発行駅 着駅

記 事 駅

日本国 有 鉄 道 (旅 客)

第2種手荷物切符(受託用)546

昭和……年……月……日 ()

結出 線

着駅 線

荷受人 氏名

人員	個数	重量	運賃	配送料	料 円

乗車券種別番号 号・発行駅 着駅

記 事 駅

ことになっているが、これだけでは完全な手荷物託送の証票とすることはできないので、この切符を交付する。すなわちこの切符は運送義務の履行および収入の実行を主目的として設定されたもので、対外的には手荷物の運送引受、運賃料金の収受等運送契約の内容を証明する証換書類であると同時に、対内的にはその運送引渡上の義務を実行し、かつ運賃料金の収入の実行および調定上における収入証券である。旅客に交付するこの切符の甲片は、現品の受取りその他運送契約上の証換書類として交付するものであるが、その証拠力は絶対のものではなく、もちろん有価証券でもない。鉄道はこれと引換えに手荷物の引渡しをしたときは、その引渡しに関する責任を免れることになるから、一種の免責証券であるといえる。

この切符は第1種手荷物切符および第2種手荷物切符の別があり、第1種は連記式の簡単なものであって、1口1個30kg以内または貴重品以外のもので、運賃のほか料金を収受せず、かつ連絡運輸とならないものにかぎり発行し、その他のものはすべて第2種を発行する。様式は第1種は甲・乙の2片制1葉淡緑色、第2種は甲・乙・丙の2・丙・丙の2・丁の6片制3葉(乙・丙の2は淡緑色洋紙)で、おもなる記入事項は、上掲様式中に指定されてあるもののほか、第1種の甲乙片・第2種の乙片および乙片の2には裏面に到着月日、列車番号、荷受人に引渡月日等がある。

この切符の第1種は荷物1個ごとに1葉を、第2種は荷物1口ごとに1通を発行し、甲片は旅客に交付、旅客は着駅において駅留手荷物の引渡しを受ける場合の引換用または手荷物の託送取消、発駅返送、着駅変更その他の指図を請求する場合の呈示用に使用する。乙片および乙片の2は手荷物の運送、引渡しおよびその報告用としての作用を有し、荷物にくくり付けて着駅に送付、丙片および丙片の2は所管審査課に提出し、収入の